

平成30年度第2回
札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

2019年1月31日（木）午後6時30分開会
札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

2019年1月31日（木）午後6時30分～午後7時40分

2 場 所

札幌市役所 6階 1号会議室
中央区北1条西2丁目

3 出 席 者

（1）運営協議会委員（14名のうち出席者13名）

ア 公益代表

出光 英哉、芝木 厚子、上机 美穂

イ 被保険者代表

阿部 孝子、飯田 昇、各務 哲美、田部 久枝

ウ 保険医または保険薬剤師代表

末岡 裕文、辻崎 正幸、大森 幹朗、小林 要

エ 被用者保険等保険者代表

小林 敬、國本 要

（2）市 側

保険医療部長、保険企画課長、国民健康推進担当課長他

4 議事録署名委員

田部 久枝（被保険者代表）

小林 要（保険医または保険薬剤師代表）

5 審議事項

議案第1号 平成30年度国民健康保険会計補正予算について

議案第2号 平成31年度国民健康保険会計予算について
平成31年度国保料の試算結果について

6 その他

報告事項① 特定健診（基本健診）の検査項目の追加について

1. 開 会

●保険企画課長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

保険医療部保険企画課長の小野寺でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の出席ですが、あらかじめご欠席のご連絡をいただいていた門間委員を除きまして、13名の方のご出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日、事務局は、保険事業を担当しております森川課長がインフルエンザ罹患によりまして、急遽欠席となっておりますので、あらかじめご承知おきください。

さて、本日の資料は過日郵送させていただきましたが、お手元にごございますでしょうか。

2. 保険医療部長挨拶

●保険企画課長 それでは、まず、保険医療部長の西村よりご挨拶申し上げたいと存じます。

●保険医療部長 皆様、こんばんは。

保険医療部長の西村でございます。

本日は、夜分、大変お忙しい中、そして、お寒い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の国保事業にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

毎年恒例のさっぽろ雪まつりでございますが、本日から東区のつど一む会場のほうで、そして、2月4日からは、大通とすすきの会場で開催されます。この始まりは昭和25年ということで、ことしはちょうど70回目の節目を迎えます。

今では、国内外から200万人以上が訪れる、皆様もご承知のとおり冬の一大イベントとなりましたが、年々、海外から来られる方もふえておりまして、今年も多くの方が来場して、これまで以上に盛り上がるのではないかと大いに期待しているところでございます。

さて、本題の国民健康保険のほうでございますが、ことしは都道府県単位化が行われましたが、これまでのところ大きな混乱はなく、無事に新制度の1年目を終えることができるのではないかと考えてございます。

また、昨年の9月に発生しました北海道胆振東部地震によりまして、多くの被保険者の方が被害に遭われましたが、半壊以上の罹災証明が交付された世帯の方には、保険料の減免、それから、病院に支払う一部負担金の免除などの対応を行っているところでございます。

本日は、議題としまして、平成30年度国民健康保険会計補正予算、そして、平成31年度国民健康保険会計予算及び平成31年度保険料の試算結果の二つについてご審議をいただきますほか、報告事項といたしまして、特定健診（基本健診）の検査項目の追加のほ

か、急遽ではありますが、新聞報道がありました「年間領収額のお知らせ」の発送遅延についても報告をさせていただきます。

この件につきましては、新聞をごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、ご心配とご迷惑をおかけすることになりまして、大変申し訳なく思っております。後ほど、詳細についてご報告をさせていただきたいと思っております。

本日は、限られた時間ではありますが、皆様から忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

最後に、委員の皆様の任期については本年5月31日までとなっております。現委員の皆様による運営協議会は、今後、緊急の案件がない限り、本日が最後と考えております。この間、委員の皆様から多くの貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

●保険企画課長 以降は座って失礼させていただきます。

続きまして、新たに当運営協議会の委員となられた小林要委員、國本委員のご紹介をさせていただきます。

小林要委員は、一般社団法人札幌薬剤師会副会長でいらっしゃいまして、退任させられた五十嵐委員のご後任として8月から委員となっております。

また、國本委員は、全国健康保険協会北海道支部企画総務部長でいらっしゃいまして、被用者保険等保険者を代表する委員として退任された横式委員の後任として、1月から委員となっていてございます。

それでは、小林要委員と國本委員から、順番に、簡単に一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

●小林（要）委員 皆さん、おばんでございます。

五十嵐の後を引き継いで、札幌薬剤師会からやってまいりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

●國本委員 全国健康保険協会北海道支部企画総務部長の國本でございます。

横式の後任として務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

●保険企画課長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

3. 議事録署名委員の選出

●出光会長 それでは、これからの進行役を務めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思っております。

慣例によりますと会長指名ということですので、私から指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員を田部委員と小林要委員にお願いをいたしたいと思えます。

4. 議 事

●出光会長 それでは、ただいまから平成30年度第2回札幌市国民健康保険運営協議会を始めます。

本日の議題は、議題2件及び報告事項2件となっております。

議題第1号の平成30年度国民健康保険会計補正予算について、事務局より説明をいただきます。

●国保健康推進担当課長 国保健康推進担当課長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早速でございますが、表紙をおめくりいただきまして資料1でございます。

平成30年度札幌市国民健康保険会計補正予算でございますが、今回は2件ございまして、一つは国庫支出金の返還、もう一件につきましては、平成30年度の療養費の不足に伴う補正予算でございます。

それでは、国庫支出金等の返還金でございます。

これにつきましては、国から交付される平成29年度の療養給付費等負担金が超過交付となったことから、これを国に返還するために補正を行うものでございます。

療養給付費等負担金につきましては、国の算定に基づき概算交付されまして、翌年度に精算を行うことになっております。平成29年度に概算交付された額が実績額を上回っていたため、超過交付となった負担金を国へ返還するものであります。

返還額につきましては、中段の表にございますとおり、概算交付額が244億3,000万円で確定額が220億4,000万円、超過交付となりました23億8,000万円が返還額として、今回、増額補正をするものでございます。負担金は下の表にございますとおり、不足が生じないように多目に交付されますことから、毎年、返還を行っているものでございます。

なお、超過交付となった23億円につきましては、平成29年度の決算の際に、国民健康保険支払準備基金に繰り入れておりますので、この基金を取り崩して、国に返還するというものでございます。

一つ目の国庫支出金等返還金については、以上でございます。

ページをおめくりいただきまして、続きまして、療養給付費の増額補正でございます。

療養給付費は、都道府県化に伴いまして、北海道が算定した道への納付金の算定基礎となる保険給付見込み額を予算額として計上してございます。

平成30年度の療養給付費につきましては、道が算定した保険給付見込み額である当初予算額を上回りまして不足することが見込まれました。これに伴いまして、増額補正を行

うものでございます。

補正する額につきましては、中段の表にございますとおり、当初予算1,115億円に対して、決算見込み額が1,135億円と見込まれますことから、不足する20億4,000万円を増額補正するものでございます。不足が見込まれることとなった要因といたしましては、道が算定した保険給付見込み額が実際には足りなかったというところでございます。

なお、療養給付費の財源につきましては、都道府県化に伴いまして、道から普通交付金から全額交付されることになってございます。

報告事項については以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。

●各務委員 最初の返還金のほうですが、毎年こういうシステムになっているから、淡々と機械的に最初の交付額が来て確定額が決まって、余ったので、返還するという流れになるのですか。

この桁でいくと23億円ぐらいですね。北海道でこのくらいですから、全国的に見るともっと大きくなりますね。恐らく国に返還するのは何百億円になるかもしれません。

その辺は、この予算執行上で何か問題になるということにはならないものですか。例えば、国の算定に基づいた概算交付ですから、この算定のやり方が少し甘いといいますか、何か少し工夫されるといいますか、そういう必要性はないのでしょうか。

ただ、そんなことは関係なく、淡々と概算できている交付額を確定で出して、その分は、とりあえず概算で来るのですから、それ結果、確定で返すということだけでいいのかどうかということですか。

それから、療養給付費のほうで20億円ほど不足ということですか。この分は道のほうからは補填されるということになるのですか。それを道のほうは見込んでいますか。金額がそんなに大きいのかということにはならないのですか。

●国保健康推進担当課長 まず、1件目の国庫支出金の返還でございます。

これにつきましては、札幌市のほうで実績等を報告しまして、それに基づき国のほうがその実績額に、例えば、1.5カ月というようにある程度の係数をプラスして、係数を掛けるという形で機械的に決められるものでございます。ただ、この係数の度合いというのは、自治体でどういう係数を使っていくのかがわかりません。ですから、基本的には、全国一律のシステムという形になってございます。

基本的には、毎年毎年行われるものですので、これが足りないとなりますと問題になりますし、逆に、国のほうでは多目に交付して翌年に精算します。これは、ほとんどの自治体が同じようなシステムでございまして、予算執行上で特に大きな問題になることはございません。

二つ目でございますが、今回……。

●各務委員 札幌としてはいいのです。国としてはどうなのですか。その辺はいかがです

か。

●国保健康推進担当課長 国としては、逆に足りないというほうが大きな問題になりますので、これは直接医療費……。

●各務委員 あまり多く概算で持っている、その分だけが硬直してしまうというふうにはならないのですか。

●国保健康推進担当課長 国の見解というものを確認してございませんが、全国的に一定のルールとなっているところでございます。

二つ目の療養給付費が足りないという部分の補正でございますが、平成30年度からの都道府県化に伴いまして、北海道がいわゆる札幌市の医療費について推計するという形になりました。この推計の方法も、札幌市が今まで通常見込んでいた計算方法とは若干異なりまして、一定のルールに基づいて出てきました。その中で、例えば、被保険者数とか、1人当たり医療費の見込みとか、そういうところを若干少な目に見てしまったということでございます。

ただ、平成31年度につきましては、より実績に近づけようということで道のほうも検討してございますので、この幅についてはさらに縮小になると考えてございます。

以上でございます。

●出光会長 各務委員、よろしいですか。

●各務委員 はい。

●出光会長 そのほかの方からご質問などはございませんか。

●上机委員 私のミスかもしれませんが、国庫負担金のほうの超過交付額の最後は6ではないかと思うのですが、合っていますか。

この計算は617ではなくて、616になるのではないかと思います。

●国保健康推進担当課長 これは、四捨五入に伴うずれでございます。

●上机委員 わかりました。

●出光会長 つまり、円単位で計算されているものをそれぞれの欄で四捨五入すると、それぞれの欄で切り上げ、あるいは切り捨てになって、こういう千単位だと……。

●上机委員 済みません。ありがとうございます。

●出光会長 そのほかにも、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ほかにご質問がなければ、ただいまの内容につきまして、了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、了承することといたします。

次に、議案第2号の平成31年度国民健康保険会計予算について、事務局より説明いただきます。

●保険企画課長 それでは、平成31年度国民健康保険会計予算についてご説明させてい

たきます。

お手元の資料2をごらんください。

右下にページ数を振っておりますが、1ページをごらんください。

平成31年度の予算総額ですが、左上のほうにありますとおり1,853億円となりました。

資料右側の表ですが、上に歳入、下に歳出とありまして、歳出の合計欄をごらんいただきたいと思えます。

前年度の予算と比較しますと、額にして9.6億円、率にして0.5%の微減となっております。この減った理由ですが、表の右側の内訳に簡単に書かせていただきましたが、病院等に支払う療養給付費等で約1.7億円の減、北海道道庁に納める事業費納付金で約7.3億円の減となっていることがおわかりいただけるかと思えます。

これらの項目の数値につきましては、国保の都道府県化以降、原則として道庁が推計した数値をそのまま計上しておりますが、減少した理由としましては、右側に書いてありますとおり、札幌市国保に加入する被保険者数の減少が見込まれておりまして、これに伴って必要な歳出額も減るものと見込んでいます。

ただし、事業費納付金の内訳として、その下に括弧書きで「医療分」「支援分」「介護分」と書いてありますが、それごとに見ますと、支援分と介護分が減少している一方、医療分はむしろふえていることがおわかりいただけると思えます。

先ほど、国保に加入する被保険者数は減少の見込みとご説明しましたが、加入者数が減るのに、医療費の総額がふえているというのは、道庁のほうで加入者1人当たりの医療費が3%くらい伸びると見込んでいることによるものです。

なお、支援分と介護分が減少しておりますのは、道によりまして、国が示す推計に用いる係数に変更があったということのようで、さらに、介護分については、道庁のほうでもより実績に近くなるように、推計方法そのものを少し見直した影響だと聞いているところ です。

次に、その上の歳入の表をごらんください。

道支出金は、療養給付費等の財源として道庁から交付されるものですが、その療養給付費そのものの減少を見込んでいるため、これに連動する形で歳入のほうも3.7億円の減を見込んでいるところです。

また、一般会計繰入金につきましては、5.6億円の減少を見込んでおります。この理由としまして、右側に「軽減対象者の減少による保険基盤安定費の減」と記載しておりますが、このことにつきましては、後ほど、4ページでご説明をしたいと思います。

次に、2ページをごらんください。

ここでは、予算編成上の積算根拠とした代表的な指標につきましては、ここ3カ年の推移を示しております。

①のグラフは被保険者数の推移を、②のグラフは世帯数の推移を示しております。

平成31年度の数值は、いずれも北海道から提示されたものを採用しておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、被保険者数は38.9万人から37.3万人へと約1万6,000人の減少、世帯数のほうは26.8万世帯から26万世帯へと約8,000世帯の減少を見込んでおります。

この理由ですが、75歳の年齢到達によりまして、後期高齢者医療制度へ移行される方の人数が、毎年1万6,000人から1万7,000人いらっしゃるためでありまして、今後もしばらくこの傾向が続くと見込まれます。

次に、3ページをごらんください。

保険料についてであります。

札幌市におきましては、平成29年度、都道府県化の前までは、被保険者の負担を緩和することを目的としまして、1世帯当たりの平均保険料、これは医療分と支援金分を合わせたものですが、これを15万1,543円に据え置いておりまして、不足する分は、一般会計からの法定外繰り入れによって賄っておりました。

今回の平成31年度の予算の1世帯当たりの平均保険料は、資料の中ほどの表に太枠でお示ししておりますが、15万4,722円と試算しております。

これは、前年度予算のときと比べて4,137円の増額となりますが、ここで資料右上の棒グラフをごらんいただきたいと思います。このグラフの中で、先ほど申し上げた従前の据え置き額の水準を太い横線で表現しておりますが、今回見込まれた保険料は、この横線をまだ下回っているということがおわかりいただけるかと思えます。

この1世帯当たりの平均保険料がどうしてこのような結果になったのかということにつきましては、後ほど、もう少し詳しく別な資料で補足的な説明をさせていただきたいと思います。

一方、40歳から64歳までの被保険者が支払う介護分の保険料につきましては、資料左下のほうの表に太枠で示しておりますとおり、2万7,045円と見込んでおりまして、前年度から比べますと864円の減額を見込んでいるところです。

この減少の要因は、先ほど、1ページでご説明しましたとおり、事業費納付金の介護分が減少したことによるものであります。

次に、4ページをごらんください。

こちらは、一般会計繰入金ついてまとめてあります。

平成30年度予算におきましては、赤字補填目的の繰り入れについて、国から解消すべきとされたことに加え、1世帯当たりの平均保険料が従来据え置き額を下回る見込みであったことから、繰り入れは行いませんでした。

今回の予算につきましても、先ほどご説明したとおり、従来据え置き額を下回る見込みであることから、前年度と同様に繰り入れを行わないこととしております。ただし、これは一般会計繰入金の全てを廃止したというわけではありまして、保険料の減免の補填分ですとか、地方単独事業費分と言われているのですが、子ども医療費などの医療助成を

行った場合に、そのペナルティーとして国から賦課されるような部分の補填分など、国から認められているものについては、その範囲で繰り入れを継続しております。

これら一般会計繰入金の予算総額は、下の棒グラフにありますとおり、205億円を見込んでおります。

1ページ目でご説明したとおり、前年度に比べて約5.6億円の減少、ここでは、四捨五入の関係で数字が少しずれていますが、それぐらいの減額を見ているところです。

この減少の理由ですが、グラフの右側に吹き出しで書いてあるところをごらんください。

まず、独自分として約2億円の減少と記載しておりますが、この独自分と呼んでいる部分の中には、所得が激減した方や災害に遭われた方等に対する保険料の減免に対する繰入金が含まれております。

どういうことかといいますと、そういう方の保険料を減免した場合、その分だけ保険料として集めなければならない総額が足りなくなるために、この足りない部分について一般会計から独自に繰り入れを行って補填しているということになります。

この減免を受ける世帯数についても、先ほど来申し上げているとおり、総世帯数が減少するものですから、対象となる世帯も減少すると見込んでおまして、それに伴い繰り入れしなければならない額も減るという方向で見込んでいます。

次に、その下の吹き出しで、制度分として約3億円の減少と記載しております。吹き出しが指し示す棒グラフ内に、1ページ目でも出てきました「保険基盤安定費分」という言葉が出てきています。保険基盤安定費というのは、一定の所得以下の世帯に対して実施しております保険料の軽減措置に対して、その軽減した分の補填として一般会計から繰り入れている費用の名称です。

ちなみに、これを制度分と呼んでいるのは、この軽減分の補填については、国が市町村に制度的に繰り入れるよう義務づけているためでございます。この制度分につきましても、独自分と同じように、対象世帯数の総数の減少に伴う減少を見込んでいることから、減るという方向で見込んでいます。

来年度の予算案の概要は以上でございますが、続けて、1世帯当たりの平均保険料の見込み方につきましても、その次のページの資料3と書いてあるものを使いまして、担当係長の磯尾より補足説明いたします。

●保険係長 保険係長の磯尾でございます。

私から、平成31年度の保険料の試算結果についてご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

まず、上の表ですが、こちらは、北海道から示される事業費納付金の額とこの納付金の額をもとに札幌市が算定した保険料の賦課総額を記載したものになります。

なお、この金額は、納付金のうち、この平均保険料に影響のある一般被保険者の医療分と支援金分の合算の額となっております。退職被保険者分と介護分については含まれておりません。

まず、表の左側の平成30年度と書いてあるところの数値ですが、こちらが平成30年度の本算定の結果となっております。この数字に基づきまして、今年度の国民健康保険の保険料率を算定して、保険料を賦課しているところでございます。

次に、右側の数値ですが、こちらが本年1月に北海道から示されました最終の確定係数による本算定結果の速報値となっております。まず、上段の納付金の額が約458億円、下段の賦課総額が約392億円ということで、平成30年度と比べまして減少している状況でございます。

この減少した要因といたしましては、先ほども申しましたとおり、札幌市の国保の被保険者の数が大体1万6,000人ほど減少したことによるもので、要因としては、75歳の年齢到達で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する方の数が増加していることが大きく影響しているところでございます。

しかしながら、この納付金の額を1世帯当たりで見ますと、ただいま申しあげました被保険者数の減少に加えまして、1世帯当たりのいわゆる医療費、保険給付費が約3.6%ほど増加することが見込まれております。ですから、これを割りまして平成30年度と比較しますと、大体3,992円高い、この資料の中ほどに書いてありますが、17万5,812円となっております。

続きまして、保険料の賦課総額をもとに算定した1世帯当たりの平均保険料についてでございますが、ちょうどこの表の下の図をごらんください。

こちら先ほど申しましたとおり、一番左ですが、都道府県化される前、平成29年度までは被保険者の保険料負担を軽減するというので、一般会計からの法定外の繰り入れを行いまして、予算時点における平均保険料を15万1,543円に据え置いてきたところでございます。

次に、真ん中でございます。

こちらは、今回、都道府県化初年度、平成30年度の納付金の算定結果をもとに出した1世帯当たりの平均保険料です。こちらが14万6,335円となりまして、従前の据え置き額を下回ったということで、保険料軽減のための繰り入れは行わないこととしまして、昨年度に開催された国保運営協議会におきましても、この考え方についてご了承いただいたところでございます。

最後に、一番右の図でございますが、こちらが今回出た確定係数による本算定結果をもとにした平成31年度の医療分と支援金分の1世帯当たり平均保険料となりますが、15万円472円と見込んでおりまして、平成30年度と比べて4,137円、およそ2.8%の増額となっております。

しかしながら、従前の据え置き額との比較では、平成30年度に続きまして据え置き額を下回っておりますことから、平成31年度につきましても、この保険料軽減のための一般会計からの法定外繰り入れは行わないこととしたいと考えているところでございます。

なお、北海道では、今後も、保険給付費については自然増を続けると見込んでおります

ことから、この上がり方が続くとなりますと、平成32年度以降については、この平均保険料が従前の据え置き額を上回ることも予想されるところでございます。

したがいまして、来年度、平成32年度以降の保険料のあり方につきましては、今後の運営協議会におきまして改めて方向性をお諮りすることになると考えております。

次に、2ページ目をごらんください。

こちらは、平成31年度の保険料率についてでございます。

こちらは、先ほどの1ページ目でお話しさせていただいた保険料の賦課総額をもとに、所得割、均等割、平等割の保険料率をそれぞれ算定したものになりますが、所得割の率のところに※印がついております。所得割の料率というのは、平成30年、ちょうど去年の1月から12月までの1年間の国保に加入されている被保険者の方の所得の総額をもとに算定することになるのですが、現時点では、まだその所得額は確定しておりません。ですから、一旦は平成29年中、いわゆる平成30年度の保険料を出したときの所得をもとに推計を行いました。それをもとに平成31年度の所得を推計して、料率を試算して出しているところでございます。ちょうど表の左が平成30年度の実績で、右側の平成31年度のところが試算値となっております。

次に、3ページをごらんください。

こちらは、平成31年度の保険料率をもとに、モデルケースとして40歳から64歳までの給与収入のみの2人世帯と65歳以上の年金収入のみの2人世帯ということで、年収ごとに保険料がどのくらいになるかというモデルケースを表にしたものでございます。

先ほど、1世帯当たりの平均保険料を4,137円ということで、2.8%ほど上がりますとご説明させていただいたところです。こちら右側の増減のところをごらんいただければと思いますが、大体3%前後で、上の給与の2人世帯のところは、介護分がかかる方々になりますので、介護分引き下げの恩恵を若干受けて、大体2%前後の上がり幅となっているところがございます。

正式な平成31年度の保険料率が確定するのは、ことしの5月下旬から6月にかけてということになりますので、そこではっきりすることにはなるのですが、今のところは、全ての階層でこの程度の保険料の増となることが予想されるところでございます。

説明は以上でございます。

- 出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。
- 末岡委員 独自分と制度分のところで、もう一度確認したいのですが、独自分というのは災害等で減免になった人ということでしょうか。災害等で医療費が減免になった方々を対象としているという理解でよろしいですか。
- 保険企画課長 それだけではございませんけれども、代表的なものの例としてそういった方が含まれるということです。
- 末岡委員 そうすると、昨年はああいう大きなことがあったけれども、結果的に予想よりも少なかった額と考えてよろしいのですね。

- 保険企画課長 はい。そのように見積もっております。
- 末岡委員 制度分の説明をもう一度お願いできますか。
- 保険企画課長 加入者の所得に応じて、7割、5割、2割などと言われているのですが、7割軽減とか、5割軽減とか、保険料をお安くする制度がございます。ただ、そういうふうにした場合、保険料のほうは当然足りなくなりますから、国からもお金が入るのですが、市町村の一般会計からも補填をするように国のほうで決めているルールがあります。それに基づいて入ってくるお金がこれくらい見込まれているという意味です。

ただ、それも、当然、対象世帯数の総数が減れば、軽減の対象になる方も減るので、総額としては減るだろうと見込んでいるということになります。

- 末岡委員 もう一つ、資料3について、記憶違いなら申しわけありませんが、今年のこの会で、もし不足が見込まれた場合は、一般会計から繰り入れをしないで、道が負担するというふうなお話が、たしかあったと思います。それは、ことしは大丈夫で、来年も大丈夫で、何年間かはという数字のルールがあったように記憶しているのですが、間違いでしょうか。もし足りなくなった場合に補填するときのルールがあったように記憶しています。

- 保険企画課長 恐らく、足りなくなった場合の補填というのは、療養給付費、病院代のことではなかったかと思えます。それについては、先ほど、補正予算のところでもご説明しましたが、足りなくなれば道から財源をいただきながら札幌市で歳出予算を持つようになりますので、そのことではないかと思えます。

- 末岡委員 それは、きょうの最初の説明のことですね。

- 保険企画課長 そうです。

- 末岡委員 そうすると、今言ったように、例えば、平成32年度以降に据え置きを上回ることが予想されるようになった場合には、やはり一般予算から来るのですか。

- 保険企画課長 それは、恐らく大変重い政策テーマになろうと思っております。

これまで据え置いてきたという事実がある一方、都道府県化の趣旨は、同じ北海道という圏域の中で、保険料の負担をなるべく同じ考え方で適用しましょうというのがベースにあります。そのため、札幌市がもし繰り入れをした場合、極端な話をしますと近隣とは違う考え方になってしまいますが、実際には、来年度また北海道のほうで試算して、幾らぐらいの保険料になるのだろうということが見えてくるようになります。

そのときに、ご指摘のとおり、今まで据え置いてきた額を越えてくるのか、来ないのか、越えてくるとしてもどれくらい越えてくるのか。それを見ながら、我々のほうで、では、どういうことが考えられるのかということ、今ご指摘がありました一般会計繰入金も含めた形で検討していくことになると思えます。

しかし、今の段階では具体的にこういう方針を持っているということは定め切っておりませんので、来年、またその状況を見ながらということになろうかと思えます。

- 出光会長 そのほかにご質問はございませんでしょうか。

- 阿部委員 小さなことで恐縮ですが、資料2の1ページの歳出の部分で、療養給付費と

療養費と高額療養費等のところで、平成31年度は約2万人が減になりまして、昨年と一昨年の1人当たりの給付額、つまり医療費が出されていたのですが、今年度はどれくらいになるか、教えていただけるとありがたいです。

ちなみに、今、昨年度の予算案を参考にさせていただいていました。

●国保健康推進担当課長 平成31年度の1人当たりの医療費ですが、今のところ、平成31年度予算では41万4,458円という試算になってございます。

●阿部委員 平成29年度が40万5,949円で、昨年度は39万1,857円ということで資料をいただいていたのですが、それよりもちょっと上がっていくと考えてよろしいのでしょうか。

●国保健康推進担当課長 そうですね。基本的には、予算ベースと決算ベースでございます。ちなみに、平成30年の決算ベースでいきますと、今のところ約40万3,000円程度となっております。

基本的には被保険者数は減るのですが、医療費がどうしてもかかってしまう年齢層、いわゆる前期高齢の部分の人数は総体的に減りませんので、その部分は身体的特徴で医療費がかかってしまいます。ここは避けて通れませんので、その部分の母数が変わらなければ、そう大きな変化は出てこないというところが医療費の特徴でございます。

ただ、加えて、診療報酬の改定、医療の高度化、高齢の三つを合わせまして、最終的に減るか、ふえるかとなります。札幌市の場合、医療費総体としては、平成27年度に高額調剤の関係で大きくはね上がりまして、それ以降は減少してございますが、1人当たり直しますと、だんだんふえてくるというところでございます。

以上でございます。

●出光会長 そのほかにありませんでしょうか。

●各務委員 済みませんが、確認です。

今回の都道府県化によって、医療分と支援金分がありまして、医療分のほうにも影響が出てきたのでしょうか。

制度改正で都道府県単位化にしましたが、それによって医療分と、例えば、ここで言う平均保険料については、医療プラス支援金と言っていますね。

●保険企画課長 はい。

●各務委員 その医療のほうについても、今回の都道府県単位化による影響はあったのですか。

●保険企画課長 予算編成の考え方そのものが大きく変わっておりまして、昔は集めなければいけない保険料は、療養給付費、病院代の裏返しとして必要な金額を集めなければならないので、札幌市独自に推計をするなりして、その数字をもとに歳入のほうも見立てていたわけです。しかし、都道府県化になったことによって、その医療分についても、北海道庁のほうで全道の市町村全ての試算をしまして、札幌市さんの分は幾ら、幾らと示すように変わったものですから、そういう意味では、都道府県化の影響は当然受けているとこ

ろです。

●各務委員 資料2の3ページの上のほうで、都道府県単位化により平均保険料が下がったという説明がされていますが、これは、医療も支援金もこの単位化によって下がったという説明になるのですか。

それとも、医療は違うけれども、支援金が下がって、結果として平均保険料が下がったということではないのですか。

●保険企画課長 平成30年度のことですか。

●各務委員 そうです。説明されているところです。

●保険係長 これは、両方とも下がっています。

●出光会長 そのほかにご質問ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 なければ、ただいまの内容につきましては、了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、了承することといたします。

続きまして、事務局より報告事項があるそうです。

特定健診(基本健診)の検査項目の追加について、事務局より説明をお願いします。

●国保健康推進担当課長 国保健康推進担当課長の吉川でございます。

私から、特定健診の検査項目の追加について、資料4、A4判の縦判でご説明させていただきます。

特定健診の基本的なことですが、まず、上の枠囲みの基本健診は全員が受けられる項目でございます。中段にございます詳細健診は、医師が必要と認める、いわゆる精密検査という形でございます。最後に付加健診ですが、これは、札幌市独自のオリジナルでございますので、皆さんに金額を負担していただくこととなります。上の二つにつきましては、あくまでも法定健診という形でございます。

今回は、この法定健診の中に、札幌市オリジナルとして、血清クレアチニンと血清尿酸の2項目を追加しようというものでございます。

特定健診の検査項目につきましては、厚労省のほうで特定健診、昨年は事業実施プランでご説明させていただいたとおり、大体5年置きに検査項目を検討してございます。この中で、厚労省はこの2項目について、まず、検査項目の見直しという形で、必ず検討されているところでございます。

今回、ここの平成31年度健診については、現在、詳細健診や付加健診において実施している血清クレアチニン、血清尿酸を腎機能の対策の充実を図るため、札幌市独自項目として基本健診に追加して実施しようというものでございます。

この項目の追加に当たりましては、札幌市医師会、そして、腎臓専門医、糖尿病専門医のメンバーで懇談会を開催させていただきまして、この2項目については全員が受けられ

る項目として妥当であるというご意見をいただいたところです。したがって、こちらのほうの全員が受けられる項目に変わりましたので、今現在やっている付加健診項目につきましては、廃止をさせていただくという形になります。

説明は以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。

●飯田委員 大変いいことだというのは十分わかるのですが、厚労省の見直し次第では、基本健診に移り得る可能性を含んでいるという理解でよろしいですか。

それから、もう一点は、5年ごとだからいつの年度かはわかりませんが、もしことしならなければ、財政的に札幌市が独自に負担するという感じになりますね。その場合は、どのくらいを見積もっていらっしゃるのですか。

●国保健康推進担当課長 国のほうでこれを最終的な基本項目としていくのかというところについては、今回は平成36年度からの計画になりますので、その前に、また一旦検討されていくというところでございます。

ただ、これは、特定健診が始まったときに、この2項目については検討されていまして、毎回毎回、検討の遡上に乗っている項目となっています。ただ、基本健診に含めるためには、相当のエビデンスが必要でございますので、そのエビデンスの整理がまだなかなかできていないということです。

それであれば、逆に、今、糖尿病性腎症重症化予防対策として全国的に進められてございます。大きな狙いは、いわゆる人工透析について予防していきましようというところなのですが、札幌市におきましても、これに加えまして、血清クレアチニンを全数にすれば、eGFRと言いまして、腎機能の重症化の程度がはっきり見えてくるという事業でございますので、受診される皆さんにとってはよりわかりやすくと考えてございます。

ただ、一方、財政的負担でございますが、実は付加健診のほうで今までも既にやっております。大体基本健診の9割弱相当の方が付加健診で受けてございます。診療報酬の点数でいきますと6点、実際は60円ですが、これが大体1割相当分がふえるだけという形でございますので、財政的負担については何十万という程度でございます。

●出光会長 そのほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ほかにご質問がないようですので、次に進みます。

次に、報告事項2の年間領収額のお知らせの発送遅延について、事務局より説明をお願いします。

●収納対策担当係長 収納対策担当係長の逸見でございます。

お手元の資料5と書かれたものをごらんください。

本市では、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替で納められている方に対しまして、例年、1月下旬をめどに前年中に納付された合計額を記載した「年間領収額のお知らせ」というはがきを発送してございます。

発送形態は、圧着方式のはがきでございまして、社会保険料控除の挙証書類としてお使いいただくケースが多いと認識しているところでございます。

本年度におきましても1月24日発送予定ということで、広報さっぽろ等で周知していたところでございますが、このはがきの印刷、発注を担当しております情報システム部という部署が用紙の発注を失念してしまいまして、発送が遅延することとなりました。そのため、1月24日の午前中に報道発表を行いまして、皆さん、ご存じのとおり新聞等で報道がなされたという経緯がございまして。

情報システム部によりまして、現在、2月12日に、この「年間領収額のお知らせ」のはがきを発送する予定ということで、急ぎ、事務を進めているという報告がございました。

確定申告の期間は2月18日からということでございますので、それより早く確定申告を行いたいという納付義務者の方もいらっしゃいますことから、当部といたしましては、このような市民の皆様の声に対応するために、「年間領収額のお知らせ」のかわりとしてご使用できる「納付確認書」をお問い合わせいただいた方に対して、個別に発行することといたしております。

発行方法といたしましては、札幌市のホームページに設けた特設ページから、直接必要情報を入力して請求いただくか、ないしは、直接各区役所の保険年金課にお電話などでご請求をいただくことで郵送などにより対応させていただくということとしております。

参考までに、報道発表を行いました1月24日から本日の17時時点までの納付確認書、かわりとなる書類の発行件数についてでございますが、10区の区役所と我々本庁舎の保険医療部のほうでも対応しておりまして、合計でおよそ4,100件ということになっております。

当部といたしましては、「年間領収額のお知らせ」の発送までの間、引き続き、こういった声に丁寧に対応を続けていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。

●飯田委員 率直にお聞きしますが、これは、こちらの保険医療部のほうとしては、業務をたんと進めていたけれども、電算システム部のほうが、通常やるべき仕事をここで失念してしまったのですね。まず、それを1点確認いたします。

もう一点は、今後の再発防止策のことを読んでみたのですが、これは、こちらの保険医療部のことをいっているのですか。それとも、向こうの社会システム部のほうのことをいっているのですか。そのことが疑問に思いました。

それから、全体としては本当に簡単なミスですので、市民の方々から言わせれば、どうしてそんなことが起きるのだろうかというような受けとめになったのだろうかと思います。私自身の仕事としては、この種の業務は日常的なことから、役所だけではなくてほかの仕事でも、二重、三重にチェックして行うのが当然のことだと思っております。その辺が今の中身も含めて伝わりづらかったので、もう少し教えていただければと思います。

●**収納対策担当係長** 今、ご指摘の部分についてご説明をさせていただきます。

まず、今回の経緯のそもそもの原因の部分でございますが、今、委員からご指摘がありましたとおり、情報システム部のほうで単純にその用紙を発注する事務を忘れてしまったという全くお恥ずかしい限りの経緯でございます。

当部としましては、印刷を発注する、注文を出すというような立場になっておりまして、実は、昨年10月に、今後、どういうスケジュールでこの印刷物を出しますという打ち合わせを情報システム部の担当者で行っております。

その後も、印刷する内容のデータの引き渡しをするなどの事務も当部で行っておりまして、情報システム部の側にとりましては、種々の我々のアクションというのは随時行っていたということになりますので、何かしらのタイミングで気づけたのではないかというような印象は、正直持っているところではございます。

そのようなことで、先ほどご質問のありました、お手元の資料の2ページに書かれております3番の今後の再発防止策というところにつきましては、情報システム部の再発防止策というふうにお読み取りいただければと考えております。

ご質問の回答としては以上でございます。

●**出光会長** そのほかに、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●**出光会長** ほかにご質問がないようですので、この案件は終了いたします。

これで予定している議題につきましては終了となりますが、そのほかにご意見、ご質問などはございませんか。

●**各務委員** この協議会が最後ということですが、私も国保の加入者なので、これからもいろいろと関心を持っていきたいと思っております。

一つだけ感じたことなのですが、この協議会は、こういう夜ではなくて、日中にやるというわけにはいかないのですか。

我々委員は、そういう条件のもとに参加していますから、いいのですが、ごらんのように、これだけの市役所の方がこのために超過勤務をされていまして、こうやって夜遅くなるのは大変ではないかと思えます。勤務時間の繰り下げか何かでやっているかもしれませんが、今、働き方改革と言われていまいますから、その辺もできれば、次回の新しい協議会について検討できればいいのかという感じをしております。

以上でございます。

●**保険企画課長** お心遣いありがとうございます。

昼という時間帯もちろん選択肢としてはあるのでしょうけれども、被保険者代表の方々ですとか、医師会の方々とか、日中働いていらっしゃる方もいるものですから、全員のお時間がそろそろ時間となりますと、どうしても夜という選択になってしまいます。昼でもいいとおっしゃる方々には大変ご不便をおかけしていることにはなってしまいますが、いただいたご意見を参考にしまして、開催時間については、今後も考えてきたいとは思いま

す。

●出光会長 そのほかにご発言はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、以上をもちまして、本日予定されていた全ての審議事項は無事に終了いたしました。

5. その他

●出光会長 委員の皆様におかれましては、任期中、きょうが最後の委員会になろうかと思っておりますので、初めにご挨拶をいただいた小林要委員、國本委員を除いて、各委員の皆様から一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。

それでは、私からご挨拶をさせていただきます。

平成29年6月に委員の委嘱を受けまして、7月の当協議会で会長に選任していただきました。ふなれな点もあったことと思っておりますけれども、委員の皆様のご協力のもと、議事を進行させることができまして、心から御礼を申し上げます。

国民健康保険は、札幌市民の生活になくてはならない仕組みだと思っておりますが、そうした極めて重要な仕組みをこのように一般市民の方とそれぞれの専門家の方々がテーブルを囲んで協議をすることは、まことに意義深いことと思っております。

委員の皆様には、今後とも、それぞれのお立場で国保の運営にお力添えを賜りたいと存じますし、日々ご苦勞いただいている事務局の皆様にも、引き続き、市民のためにご尽力をお願い申し上げます。簡単措辞ながら私からのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

続いて、芝木副会長、お願いをいたします。

●芝木副会長 芝木でございます。

この会議には何回出ていたでしょうか。自分の目から見ると、天文学的な数字でお金が流れているということに思えます。

実は私は知的障がい施設のやっております、去年で35周年です。初めは、子どもたちの親御さんは社会保険などいろいろな保険に入っていたのですが、親御さんがだんだん年をとり、利用者さんも年をとりまして、いつの間にか全員が国保にお世話になっていました。

利用者さんたちがこんなにお世話になっているところで、私はこういう役目になって何をしていこうかと思いつつ、いつも参加させていただいていました。

本当にどうもありがとうございました。

●末岡委員 私は、札幌市医師会で医療保険委員会の委員長をしており、なおかつ、国保の審査をしています末岡と言います。

個人的には小児科の開業医ですが、やはり札幌市医師会というのは市民の皆さんが安心していつでもかかれるようにというのが一番の考えです。

ただ、財源というのは、やはり限られているということもここにきて本当に感じますので、やはり必要なときに必要な医療を受けられるように、これからも、それから、少し生意気な言い方ですが、患者さんのほうもいい意味で学習させていただきたいと思います。そうでないと自分たちの首を絞めることも他方にはありますので、それをこれからも皆さんと一緒に目指していければ、札幌市もいいのではないかと勝手に思っております。

本当にいろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

●辻崎委員 札幌市医師会の医療保険指導委員会の委員長をしております。なおかつ、国保の診査もやっております。

最近のいろいろな報道を見ていると、医療費が42兆円ということで、本当に国家財政をかなり押し潰しているといえますか、大変な金額になっております。医療をやっている側は、余り無駄をしないとか、意味のないことをしないというようなことで、医師会のほうでもその辺にかなり力を入れて、会員にきちんとした情報を流しているわけです。

そんなに無駄なことはしていないように思うのですが、どうしても医療費が上がってきているということがあったのですが、この会に出て、いろいろな都道府県の考え方などを入れて、大分いろいろなことを学ばせていただきました。

我々も、ルールにのっとってきちんとした医療をこれから続けていけられるように、医師会のほうでも心してやりたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

●大森委員 札幌市歯科医師会専務理事を務めている大森と申します。

私たちも、医療保険制度、国民皆保険というものはすごく大事だと思っております。

例えば、一つ申しますと、入れ歯を1個つくるのでも、アメリカでは40万円くらいで、韓国でも12万円くらいです。日本ですと3割負担で6,000円とか、7,000円、1万円以下でできるルールになっています。ただ、今、医師会の先生方がおっしゃったように、無駄に使うことにはやはりいけない部分があります。

私たちの会員は1,300名いますが、それをまとめるにも精いっぱいなのに、今のこの札幌市をまとめていくというのは物すごい努力だとこの協議会に参加させていただいて思いました。それから、確定額を見ますと、大体9割くらいの執行率をしているということで、一つの数字を見ると大きいのですが、率で見ると試算をされているのかと思いました。

また、こういう協議会に出る機会がありましたら、勉強して、会員にも伝えていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

●小林（敬）委員 被用者保険の代表として、芝木副会長の次くらいに古い者です。

委員になった当初は、保険料の収納1本に絞ってずっと質問をしてきたところですが。保険料の収納は過年度から現年度にかけて、口座振りかえですとか、いろいろと改善されてきました。国保新聞も送られてきますが、政令都市の保険料の収納率を見ますと、だんだ

ん順位が上がって、非常に努力されているということで、委員として、長い間お世話になっていますが、本当に頑張っていると率直に感じています。

ぜひ政令都市の中で上位3位くらいになるまで頑張っていたいただきたいと思います。大変お世話になりましたが、またよろしくお願いします。

●田部委員 田部です。

平成29年度の途中から私も参加させていただきました。

日々、深く考えずに保険証を使っていましたが、こういう会議に参加させていただいて、皆さんがすごく努力されていることがすごくわかりました。

私も特定健診を毎年受けていますし、昨年か、その前でしたか、保健指導も受けまして、こういうこともあったのだと思いましたが、その受診率が結構低いということのを改めて感じまして、自分の周りの人にぜひ受けてくださいという一言をかけるようになりました。ありがとうございました。

●各務委員 いろいろ勉強させていただきました。これからもぜひ適正な国保となるように頑張っていたいただければと思います。本当にありがとうございました。

●飯田委員 私自身、以前は共済とか、けんぽ組合とか、そこにおいて、給料明細から引かれるだけで、その中身とかはよくわからなかったのですが、今回、運営委員になって、ほかの医療保険もそうですが、相互の仕組みの支援金も含めて非常によくわかりましたし、全体としての医療費の大変さもよく実感できました。そういう意味で大変勉強させていただきました。ありがとうございました。

ただ、一つ思うのは、人数が多いのですが、やはり国保に加入されている一人一人の方々が自分たちにとって大事な保険だと思えるようなことを工夫する余地はあるとは思いますが。思いつきでいえばいろいろとあるのですが、そういうところをみんなで支えていく、あるいは適正に利用することを含めて、一人一人の保険に加入されている方々が、今後も努力される方向についていろいろと探求していくことがさらに大事になってくるのだろうということは感じています。

●阿部委員 地域で民生委員と町内会活動をちょっとやっております。

私も国保と介護保険の当事者としてお邪魔させていただきました。今回、やらせていただいて、国保新聞というのは、今さら何を言っているのかと言われるかもしれませんが、すごく勉強になりましたし、参考になりました。

以前はすこやか健診というものがありまして、自営業などをやっている方は、会社の健康保険で人間ドックなどに入らなくても、こちらで受けて健康だということも確認できました。

また、国保新聞をじっと読ませていただいているのですが、自分自身も後発医薬品を使うとか、無用な検査で風邪くらいでも、申しわけないのですが、抗生剤などを処方されて、要らないですと言っても、飲んでくださいと言われると断れなかったり、ジェネリック薬品を、私はそれでいいのですと言っても、いえ、それはだめですと言われるとしゅんとな

ってしまって、断れない私がおります。

これからは、無駄な医療費を使わないで、本当に健康寿命を全うしなければいけないので、無駄な医療費は使わないように、ご近所にも周知しながらやっていきたいと思いました。お世話になりました、ありがとうございました。

●上机委員 札幌大学の上机と申します。

大変お世話になりました。

私は、通常は、いつもは法学の中でも個人情報等を扱うことを研究している者ですから、どちらかと申しますと、保険料の徴収する側ではなく、徴収される側の情報についてのほうに興味を持って、いつも見ていました。そうしたところ、それとは反対のところのお勉強をさせていただいたということで、本当に有意義な時間を過ごさせていただきました。どうもありがとうございました。

先ほどの最後に出た情報システム部のことを、情報システム部の方は大変だろうと考えながら聞いておりましたが、今後も、そちらのほうから、また新たにお勉強をさせていただければと思いました。どうもありがとうございました。

●出光会長 皆さん、どうもありがとうございました。

事務局から、何かご発言はございますでしょうか。

●保険医療部長 皆様、大変お疲れさまでございました。

冒頭でも申し上げましたが、皆様には、本日を含めまして、この2年間、本当にいろいろと貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。改めまして感謝を申し上げたいと思います。

なお、この後、公益代表の方、保険医、保険薬剤師代表の方、被用者保険の代表の委員の方につきましては、改めまして推薦の依頼をさせていただくこととなりますので、その節はどうぞよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、委員の皆様の今後ますますのご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。

皆様、本当にありがとうございました。

6. 閉 会

●出光会長 以上をもちまして、平成30年度第2回札幌市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。

以 上